

年度評価実施要領

平成22年10月26日
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）に係る各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、この要領の定めるところにより実施する。

1 年度評価の基本

年度評価は次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 年度評価は、各事業年度における機構の業務の実績に基づき中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、当該業務の実績の全体について総合的な評価を行うこと。
- (2) 中期計画の実施状況を的確に把握するため、機構理事等からの意見聴取を行うこと。
- (3) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価を行うこと。

2 実施方法

(1) 業務の実績報告

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年長野県規則第12号）第6条に規定する報告書は、業務実績報告書（別紙様式）によるものとする。

なお、当該報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 機構の概要

イ 業務の実績

(ア) 全般的実績

機構全体及び病院、介護老人保健施設ごとに、総括、業務実績の概要及び特記事項等を記載すること。

(イ) 項目別実績

中期計画の項目別に実績を記載し、自己評価を行うものにあっては以下の区分及びその説明を記載すること。

A	年度計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	年度計画に対し十分に取り組んでいる。
C	年度計画に対する取組は十分ではない。

(2) 年度評価の方法

ア 調査及び分析

中期計画の実施状況について、業務実績報告書等に基づき機構理事等からの意見聴取を行うことなどにより、調査及び分析を行う。

イ 評価

(ア) 総合評価

(イ) 及び(ウ)並びに2の(1)のイの(ア)の総括等を踏まえ、中期計画の実施状況を評価する。

(イ) 大項目別の状況

調査及び分析の結果を踏まえ、中期計画の「第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中期計画の達成に向けた業務の実施状況を記述するとともに、特に評価できる点及び課題となる点を記述する。

(ウ) 病院、介護老人保健施設別の状況

病院、介護老人保健施設別にその特性に配慮しつつ、特に評価できる点、課題となる点等の重要事項について記述する。

(別紙様式 略)